

全国医師国民健康保険組合連合会が第49回全体協議会を開催

今年度の全医連（全国医師国民健康保険組合連合会）が平成23年10月7日（金）に近畿ブロックの主催、京都府医師国保組合の担当で、「ホテルグランヴィア京都」にて開催された。全国の医師国保組合の役職員等541名が参加しました。全体協議会では、全医連の平成22年度の事業報告および歳入歳出決算、平成23年度の事業計画および歳入歳出予算などの議案が可決承認された。また、事業仕分けでは国庫補助定率分の廃止が結論とされ、これに関連して、保険料を市町村国保並みに値上げすれば、国庫補助なしで運営可能とする試算が示された。しかし、短期的な議論だけで結論付けられた事業仕分けと、事実誤認を前提とした試算には到底納得できないとして、事業仕分けの結果を受けた三大臣合意による国民健康保険法改正法案を速やかに撤回するよう求めた決議（下記）が採択された。その後、慶応義塾大学の田中滋教授により「社会保障改革と健康保険制度」と題した講演が、また、京都大学松本紘学長による「人間はどこに向かうのか？—三次元文明の必然性と宇宙太陽光発電所—」と題した特別講演があった。



【全国医師国民健康保険組合連合会】

国民健康保険には、市町村が保険者となり地域住民を対象とする市町村国保と、同種の事業または同業の業務に従事する者で組織する国保組合を保険者とする国保とがあります。医師国保組合は全都道府県で設立されていますが、これら47の医師国保組合は全国医師国民健康保険組合連合会（略称「全医連」）を組織し、相互に協力しあいながら情報交換や研究など、各組合の健全な運営と発展をめざす活動を行なっています。22年度から、当組合の豊田副理事長がこの全医連の理事として尽力しています。

決 議

所得水準の高い国民健康保険組合への国庫補助金の削減という事業仕分けの結論に沿って決定された、厚生労働・財務・国家戦略三大臣の合意による関連法案の国会提出方針の撤回を求める。

全国医師国民健康保険組合連合会 第49回全体協議会

昨年の事業仕分けにおいて、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直しが検討され、厚生労働省が提出した2つの試案のうち、高所得組合に対しては国庫補助定率分の廃止を含むB案が結論とされた。

これに関連して、その保険料を市町村国保並みに引き上げれば現在の収支からして国庫補助無しでも運営可能とする試算も示されている。

医師国民健康保険組合は、その所得水準からすればこの国庫補助の廃止に該当することとなるが、そこに至る試算には重大な事実誤認がある。

確かに、現状の収支から見れば、市町村国保並みに保険料を引き上げれば国庫補助が無くてもその収支は黒字化する。

しかし、この試算には、現在医師国民健康保険組合が、加入者である医師本人とその家族および従業員とその家族の自院における診療（いわゆる自家診療）に係る保険請求を自粛しているという事実が加味されていない。

全加入者の保険料を市町村国保並みに引き上げた場合、この自家診療の自粛を強制する理由は無く、この自家診療の保険請求を解禁した場合に増加する医療給付費を市町村の年齢別医療費によって試算し現状の医療給付費に加算すると、国庫補助無しの条件下では市町村国保並みの保険料収入があっても明らかに赤字となる。

市町村国保が、事業主負担が無いことによって制約を受ける保険料設定の下で構造的に赤字となり、それに対して国庫補助が必要となるという構図と全く同様の状態である。

従って、このような事実誤認に基づく試算の結果としての国庫補助定率分の廃止の結論は、その結果として保険料負担の公平性を著しく欠くものであり、三大臣合意による法案提出の目的として記されている「保険者間の給付と負担の公平性を図る」という意図とは全く相反するものである。

また、このような状況下で、市町村国保保険料以上の保険料を課してまで医師国民健康保険組合を存続させる理由は無く、仮にこれを解散した場合、現在の殆どの加入者は市町村国保に移行することになるが、その際にはこの赤字分はそのまま市町村国保の赤字となり、現行で国民健康保険組合より高い国庫補助率が設定されている市町村国保への国庫負担は更に増加することになる。

事業仕分けの主たる目的が国庫負担の余剰の発掘とその削減にあるという事を考える時、その目的にも逆行する結果を生むことにもなる。

更には、このような国民皆保険制度の根幹である医療保険料の公平性の議論は、事業仕分けのような短期的検討で行われるべきものではない。

現政権は、後期高齢者医療制度の支援金についてもその算定方法の3分の1を総報酬制とする制度変更を行ったが、それについても十分な議論・検討は行われていない。

これらを含めた包括的な検討が綿密に行われなければならない。

以上により、事業仕分けの結果を受けた三大臣合意による国民健康保険法改正法案の上程方針の速やかな撤回を強く要望することを決議する。

平成23年10月7日